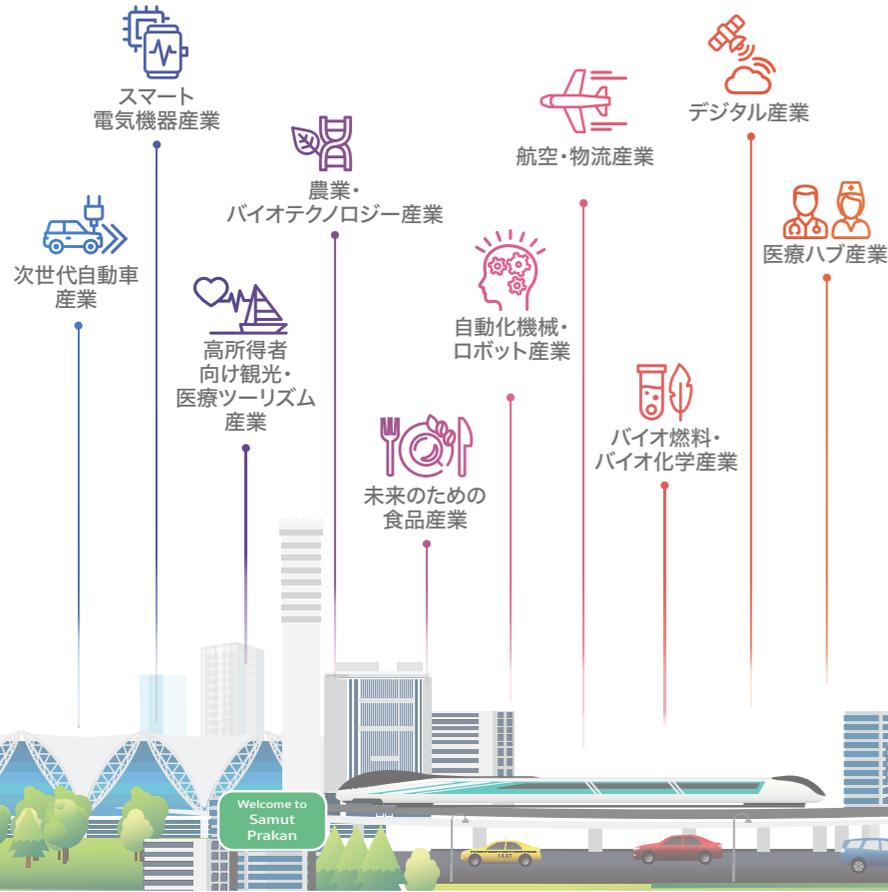


## タイ国におけるターゲット産業



# 特別投資促進措置 インベスト・イヤー 2019

## インベスト・イヤー2019における 特別投資促進措置

この特別措置はターゲット産業、とりわけ経済にインパクトを与えるような大規模プロジェクトへの投資を喚起するためのものである。バンコク以外のすべての県を投資奨励対象地区とする。



### Thailand Board of Investment

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak, Bangkok 10900  
Tel: +66 2553 8111  
Fax: +66 2553 8315  
E-mail: head@boi.go.th  
Website: www.boi.go.th

**You Tube** Think Asia, Invest Thailand



JP Feb 2019



Thailand Board of Investment  
www.boi.go.th



法人所得税の  
**50%**  
減税の恩典を追加で  
**3年**  
間付与する

**A1, A2  
及び A3**  
グループに該当する  
事業が対象



## 恩典

法人所得税の50%減税の恩典を3年間付与し、法人所得税の免除期間が満了した日より有効とする。

## 投資奨励認可後の手続き



## 条件

1. 本措置は、仏歴2561年(2018年)11月19日より仏歴2562(2019年)12月30日 までの投資奨励申請に適用する。
2. 航空輸送事業及び海上輸送事業などといった事業所のない事業を除き、A1、A2及び A3グループに該当する事業であること。ただし、諸投資奨励措置に基づく法人所得税の免除恩典が付与され、合計8年間を超えないプロジェクトであること。
3. 土地代及び運転資金を除いた投資金額が10億バーツ以上であること。
4. 投資を促進、加速させる為、奨励受理回答より操業開始に至るまで全ての過程において期間延長の申請は認められない。
5. 操業開始期限内に本措置に基づく恩典の付与及び操業開始許可を申請しなければならない。なお、第31条に基づく法人所得税免除恩典の免除期間及び免除上限額が残存すること。

